

災害時における要援護難病児者・慢性疾患児の電源確保に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とダイハツ工業株式会社（以下「乙」という。）は、大阪府域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、人工呼吸器等の電源確保のためのバッテリー充電（以下「バッテリー充電」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大阪府域において災害により停電が発生した場合（以下「災害時」という。）に、要援護難病児者・慢性疾患児とその家族や支援者等のうち、大阪府池田保健所が必要と認めた者（以下「対象患者等」という。）から、乙にバッテリー充電の協力要請があった際、乙の所有する電源設備等により電源供給を行うこと（以下「本制度」という。）で対象患者等の緊急避難対策の環境整備を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、対象患者等から本制度に基づくバッテリー充電の要請があったときは、可能な範囲で充電に協力するものとする。

2 乙は、当該要請を対象患者等から直接電話にて受け付けるものとし、乙の連絡先電話番号、対応可能な時間、場所は添付のチラシに定める通りとする。

なお個別の要請に係る乙への訪問時間や場所、バッテリー等の回収時間等の詳細は、乙と対象患者等との間で調整するものとする。

（実施事項）

第3条 甲は、本制度の円滑な運用の為、以下の事項を実施する。

（1）対象患者等に対し、添付のチラシを用いて本制度について周知・説明すること

（2）乙が充電の要請を受け付けた際に、当該要請が対象患者等によるものであることを判別できるよう、対象患者等が所有するバッテリー等に本バッテリー充電の制度の対象であることを示す標章（シール等）を貼付・掲示させること

（費用の負担）

第4条 本制度に基づくバッテリー充電に要した電気代費用は、乙が負担する。

（責任等）

第5条 乙は、本制度に関し甲、対象患者等、その他第三者に損害が発生した場合であっても、当該損害が乙の故意または過失に起因することが明らかな場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、変更が生じた場合には、相手方に申し出る。

（運用要領の策定）

第7条 この協定に「災害時における要援護難病児者・慢性疾患児の電源確保に関する運用要領」を定め、協定の運用方法に関し必要な事項を定める。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施にあたり知り得た個人情報、第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に特別の定めがあるもののほか、この協定の実施について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、1年毎に双方環境に鑑み両方で継続を検討する。甲乙が継続の意向であるときは、有効期間満了の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

(協定の変更及び解除)

第11条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申し出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限らない。)と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 相手方に対して脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方の信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙の協議によって決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年6月23日

甲：大阪府

代表者：大阪府知事 吉村 洋文

乙：大阪府池田市ダイハツ町1番1号

ダイハツ工業株式会社

代表者：井上 雅宏